

2008年1月 日

麴町税政連だより

(第34号) 発行人 麴町税理士政治連盟
会 長 岡田 光一郎
幹 事 長 紙谷 洋一
広報委員長 竹田 寛

【年頭のご挨拶】

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、輝かしい平成20年元旦をお迎えのことと存じます。

私が昨年6月の定期総会に於いて会長に就任してはや半年が過ぎました。その間を振り返ってみますと…先ずは7月の参院選における自民党の大敗。そして9月安倍晋三総理の突然の辞任劇。その後福田康夫内閣が発足し、自民・民主の大連立構想、そして民主党代表小沢一郎氏の辞任騒動とめまぐるしい政変がありました。

このような衆議院の解散総選挙が想定されるなか、11月に開催された自民党・民主党との朝飯懇談会ではいつになく大勢の国会議員の出席を得、我々税政連との有意義な意見交換を持つことができ、その席上で税政連としては第一に次の要望をいたしました。

『特殊支配同族会社の役員給与一部損金不算入』の規定につき、基準額を800万円から1,600万円に改定いただいたことについて感謝するとともに、更に『不動産譲渡所得の損益通算除外』規定と併せて撤廃いただきたい。また、これらの唐突な法改正が今後行われない様、もっと早い時期に我々税政連との意見交換が出来る場を設けていただきたい。

それに対し、出席の議員諸氏は一応に賛同していただきましたが、やはり自身の選挙が最大の関心事であった様子でした。

福田政権の継続かそれとも最大野党の民主党に政権を担わすのかが、今後の税制ひいては日本経済にどのような影響を与えるのか非常に気になるころではあります。

12月には与党の『平成20年度税制改正大綱』が決定し、税政連として要望していた中小企業に対する事業承継税制の軽減措置等が盛り込まれており、要望の一部が実現することになりそうです。また、年末には民主党からも税制改正大綱が出されましたが、その内容は更に我々の要望に沿った内容となっております。

我々麴町税政連は、定期総会において承認された運動方針を推進するとともに、支部及び東京税政連と連携を保ち、活動を行ってまいりました。昨年は皆様のおかげで前述のとおり着実に成果を上げることができたと感謝しております。これからも更なる活動を続けて参りますので、今後ともよろしくお願い致します。

さて私見ではございますが、今一番気になっているのが消費税率上げ問題です。平成元年に消費税導入の際、我々税理士界はこぞって反対をしておりましたが、私は、大平内閣の売上税導入が見送られた時期に、支部研修旅行で付加価値税を知るためヨーロッパに行き、この税制は今後日本にとって重要であると感じました。当時からEC諸国の標準税率は15%前後で、インボイス方式・多段階税率でした。今後、政府がこの税制をどのような方向に持っていくのか未だ明確ではありませんが、税政連としていかに対処していくべきか非常に関心があります。皆様はいかがお考えでしょうか？

この問題に限らず、ぜひ皆様の意見をお寄せください。我々税理士界が力を合せ、あるべき税制を統一意見として、国に対し要望していきたいと思っております。このために未加入の会員をお誘い合わせのうえ、ぜひ意見交換しようではありませんか。そして一緒に活動していきましょう。

最後になりましたが、この1年が皆様にとってより良い年となりますよう、また、更なる税政連活動へのご協力をお願い申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

【報告事項】～平成19年8月から12月まで～

《会議等報告》

- | | | |
|----------|-------------------|----------------|
| 19.08.09 | 麴町税政連 | 幹事会を日本教育会館にて開催 |
| 19.08.30 | 東京税政連 | 会長幹事長会議に出席 |
| 19.09.20 | 東京税政連 | 総会に出席 |
| 19.09.28 | 日本税政連 | 総会に出席 |
| 19.10.17 | 海江田万里 | 「長城倶楽部」に出席 |
| 19.11.13 | 民主党との朝飯懇談会 | に出席 |
| 19.11.16 | 自民党との朝飯懇談会 | に出席 |
| 19.11.16 | 内田茂都議の「東京の明日を開く会」 | に出席 |
| 19.11.26 | 海江田万里を囲む税理士の会 | に出席 |
| 19.12.06 | 海江田万里 | 「望年会」に出席 |
| 19.12.17 | 中川雅治君を励ます会 | に出席 |

【麴町税政連からのお知らせ】

≪平成20年度税制改正参考資料≫

平成20年度自民党税制改正大綱

<http://www.jimin.jp/jimin/seisaku/2007/seisaku-031.html>

平成20年度民主党税制改正大綱

<http://www.dpj.or.jp/news/dpjnews.cgi?indication=dp&num=12440>

平成20年度中小企業関係税制改正

http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/07121420fyzeisei_kekka.htm

平成20年度 経済産業省関係の税制改正について

<http://www.meti.go.jp/press/20071213009/20071213009.html>

税政連は 税理士の 税理士による 税理士及び納税者のための政治団体です。

<http://ctz-koji.hp.infoseek.co.jp/>

【参 考】

平成20年度税制改正に関する要望（東京税理士政治連盟 H19.7.27）

1. 税制の企画立案手続の公正性・透明性を確保すること。（共通・継続）
2. 特殊支配同族会社の役員給与にかかる損金不算入措置を廃止すること。
（法法 35・継続）
3. 土地・建物等の譲渡により生じた損益について、損益通算及び繰越控除を認めること。（所法・継続）
4. 事業承継円滑化のため、取引相場のない株式の相続税減免・猶予規定を整備すること。（相法・継続）
5. 消費税における簡易課税制度の選択及び課税選択については、届出制を廃止し、申告時に選択する方法に変更することとともに、限界控除制度を復活すること。（消法 9，同 37・継続）

6. 現行消費税法における仕入税額控除の要件は「帳簿及び請求書等」の保存であるが、従前の「帳簿又は請求書等」の保存に戻すこと。(消法 30・継続)
7. 中小企業特例として退職給与引当金・賞与引当金繰入額の損金算入制度を復活すること。(法法 54, 同 55・継続)
8. 欠損金の繰越控除期間を「無期限」とすること。また、欠損金の繰戻しによる還付制度の停止措置を全面的に廃止すること。(法法 57・継続)
9. 税務行政における適正手続の法的整備を早急に行うこと。(継続)
10. 更正の請求期間を5年以内(現行1年以内)とすること。また、後発的理由による更正の請求の期間の特例については1年(現行2月以内)とすること。(通法 23, 同 70・継続)
11. 固定資産税の免税点を基礎控除額とし、その金額を引き上げること。また30万円未満の少額資産を課税対象から除外すること。(地法 351・継続)